

第178回 石川県都市計画審議会

令和7年3月26日(水) 10時00分から

石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : 皆様お集まりいただきましたので、ただいまから、第178回石川県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、事務局を代表いたしまして、桜井土木部長からご挨拶を申し上げます。

◎桜井部長 : 都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、本県の都市計画行政の推進に格段のご指導・ご支援を賜っておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

令和6年能登半島地震という未曾有の大災害から復旧途上にあるなか、昨年の9月には奥能登豪雨による大水害が追い打ちを掛けるように発生しました。県では現在、公共土木施設の復旧を進めておりますが、こうした激甚化、頻発化する自然災害に備え、今後は住宅の耐震化のほか、市町が策定する立地適正化計画に防災指針を位置づけ、災害リスクの低い地域への居住、都市機能の誘導を進める等、これまで以上に災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。今後とも委員の皆様方のご指導とご支援をお願いする次第であります。

さて本日は、金沢港港湾計画改訂に合わせての金沢都市計画の区域区分の変更、そして、県道倉谷土清水線における、より安全で円滑な交通の確保に向けての道路計画の変更などについて、ご審議いただく予定としております。

委員の皆様方におかれましては、どうか厳正なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。それでは、本日はよろしくお願い致します。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。まずA4、1枚紙の議事次第、次に冊子になっております第178回石川県都市計画審議会報告及び議案書、その次にA4、2枚綴りの石川県都市計画審議会条例と運営要領、最後にA3、1枚の報告事項資料の都市計画決定案件一覧(市町決定)というものになります。資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

また、本日は、タブレットをご用意しております。タブレットには、後ほど、ご審議いただく議案の説明用資料が入っておりますので、お手元の議案書と併せてご覧ください。タブレットの操作方法について、ご不明な点がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めてまいります。

議事次第2の委員交代の報告についてでございます。議案書の1ページをご覧ください。人事異動等により、次の方に新たに委員に就任いただいております。

す。関係行政機関の委員といたしまして、北陸農政局長の遠藤知庸様、北陸地方整備局長の高松諭様にご就任いただきました。次に、2ページをお開きください。市町村の議会の議長を代表する委員として、石川縣市議会議長会会長の喜多浩一様にご就任いただきました。また、臨時委員については、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長の石原利信様、北陸財務局長の三原健様、近畿中部防衛局長の池田真人様、石川県警察本部長の大寫正洋様にご就任いただきました。専門委員には、理事の交代に伴いまして、石川県生活協同組合連合会理事の瀧能由枝様、石川県建築士会女性委員会相談役の坂上ゆかり様にご就任いただきました。委員の変更についてのご報告は、以上でございます。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員20名中、15名の委員の方々にご出席いただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は委員の皆様にはご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員20名中、15名のご出席をいただいておりますので半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は池本委員と高山委員にお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回第177回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。

前回、承認する旨答申のありました、議第1619号白山都市計画道路の変更については令和6年2月16日に、議第1620号加賀都市計画下水道の変更については令和6年4月1日に、都市計画変更の県告示がなされたことをご報告いたします。また、議第1621号白山市倉部町地内における特殊建築物の位置については、白山市により令和6年2月16日に建築基準法第51条の規定による許可がなされたことをご報告いたします。

以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には、4ページにありますように5件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1622号金沢都市計画区域の変更について、議第1623号金沢都市計画区域区分の変更について、議第1624号金沢都市計画臨港地区の変更についての3件を上程しますが、これらの3件については、相互に関

連することから、事務局よりまとめて説明をお願いします。

◎事務局 : それではご説明いたします。議第1622号、1623号、1624号につきましては、金沢港港湾計画の改訂にあわせての土地利用の見直しに伴う変更でございますので、まとめてご説明いたします。お手元の議案書については、5ページから12ページになります。お手元のタブレットに、正面スクリーンと同じものを用意しておりますので、そちらもご覧ください。

都市計画区域とは、都市計画法に基づき、一体の都市としての整備・開発・保全などを行う区域で、県内に17の都市計画区域があります。そのうち、3区域で区域区分制度が適用されており、金沢都市計画では、金沢市、野々市市、内灘町の3市町で一つの都市計画区域をなしています。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を形成するため、市街化を進める市街化区域と、市街化を抑制して農業、自然環境を保全する市街化調整区域に区分することです。線引きと呼ばれています。一方、地域地区とは、建物の用途、大きさ、高さ等に一定の制限を加え、土地の合理的な利用を図るもので、例えば、建物の建て方のルールなどを定めた用途地域や今回変更する臨港地区などがございます。

臨港地区とは、都市計画法に基づき定める地区で、港湾としての機能が十分に発揮できるよう、船舶が利用する水域、いわゆる港湾区域に接続して貨物の取り扱いなどを行う陸域のことで、港湾管理者が管理、運営を行うために必要な区域になります。現在、県内には、金沢港や七尾港など、全部で10港において、臨港地区の指定を受けております。

金沢都市計画における今回の変更につきましては、金沢港ではコンテナ船の大型化やクルーズ船の寄港数の増加など、金沢港を取り巻く環境が変化していることから、港湾利用者や県民のニーズ、能登半島地震で直面した課題などを踏まえ、長期的視点に立った港の目指すべき姿を描く金沢港将来ビジョンが昨年3月に策定され、そのビジョンの実現に向け、平成14年港湾計画の改訂作業が今月末を目途に進められております。都市計画区域マスタープランとの整合を図りながら、既成市街地周辺部において計画的な市街地を形成することとしており、今回の港湾計画改訂にあわせて、区域の変更、区域区分の変更、臨港地区の変更を、大野地区、五郎島地区、戸水地区の3地区で行うものです。

昨年3月に策定された金沢港将来ビジョンでは、基本理念に、物流の未来を牽引し、賑わいを奏する強くしなやかな金沢港を掲げており、五郎島地区および戸水地区では、利用業種の拡大と保管機能の検討を、大野地区では時代のニーズにあった公園、緑地などのリニューアルを具体の施策としております。

土地利用については、地区の特性を踏まえ、五郎島地区および戸水地区は、臨海部に立地する企業が産業活動を行う産業集積ゾーンに、大野地区は、歴史的な金石・大野地区の町並みと港が共生する歴史文化関連ゾーンに設定しております。

こちらがビジョンを具体化した金沢港港湾計画の主な改訂内容で、赤色で示したものが土地利用計画の変更に関するものです。

こちらが改訂内容を拡大したものです。大野地区においては緑地の拡大を、五郎島地区および戸水地区においては港湾関連用地の見直しを計画に位置づけます。

金沢港周辺の状況です。時計回りで、大野地区、五郎島地区、戸水地区になります。

では、議第1622号金沢都市計画区域の変更、議第1623号金沢都市計画区域区分の変更について、ご説明いたします。

大野地区は、大野からくり記念館に隣接したこちらの赤線で囲まれた約0.2haの地区です。ケーソンとは、右上の写真にございますように、防波堤や岸壁などの港湾構造物に使用する鉄筋コンクリートの箱のことで、大野地区では、開港当初より、ケーソンを製作する作業場として使用しておりました。当該箇所は、現地で作成したケーソンを船舶で曳航するための斜路で、スクリーンにございますように水面下にあったところです。当時は水域だったため、都市計画区域の指定等しておりませんでした。

こちらは、現在の状況です。ケーソンヤードとしての役目を終えたことから、平成26年に埋め立てられ、更地となっております。

今回の港湾計画改訂で、地域からの要請も踏まえまして、大野からくり記念館の背後地につきまして、緑地計画を薄く緑色に着色した箇所から破線部分まで拡大し、水域となっていた箇所を埠頭用地および緑地に変更することとしています。それに合わせて、大野からくり記念館や緑地と一体となって、金沢港の賑わい創出を図るため、都市計画区域へ追加するとともに、市街化区域に編入するものです。

五郎島地区でございます。五郎島地区は、2基のガントリークレーン等を備えた御供田埠頭の対岸で、金沢港大橋を渡ってすぐの海沿いのこちらの赤線で囲まれた約3.2haの地区です。この地区につきましては、市街化区域と海に挟まれた奥行き40m程度の細長い土地であり、効率的な営農に適さないこと、また、今回の港湾計画改訂で、石油やガスなどの危険物を取り扱う危険物取扱施設用地から、金沢港の物流を担う企業等を誘致する港湾関連用地に変更することから、既存の市街化区域と一体となって将来の工業系用地の需要に対応するため、市街化区域に編入するものです。

では、議第1624号金沢都市計画臨港地区の変更について、ご説明いたします。

臨港地区は、港湾管理者が管理運営を行うために必要な区域のことで、今回の港湾計画改訂にあわせて見直すこととしております。赤色の線で縁取りしている箇所が現行の臨港地区です。今回の変更で追加する箇所を赤色で、解除する箇所を青色で着色しております。

大野地区は、先ほどご説明させていただきました約0.2haを新たに指定します。

次に、五郎島地区です。今回の港湾計画改訂で、大浜埠頭へのコンテナターミナル機能の移転後、五郎島埠頭で取り扱っている砂利、砂、金属くずを御供田埠頭に配置転換することとしています。また、青色で囲んだ南側の約4.2ha

の箇所につきましては、陸域だったところを掘り込み、現在は、水域となっております。北側の約6.6haの箇所につきましては、大部分が五郎島金時などの農地として利用されています。そこで、このような土地利用の実態や今後の港湾関連の利用が見込まれないことから、港湾の管理運営に必要な区域を見直すこととし、赤色で囲んだエリアを追加、青色で囲んだエリアを解除するものです。

戸水埠頭で取り扱っている国外との取扱貨物についても、将来、大浜埠頭に移転、集約する計画としています。また、当該地区につきましては、すでに住宅が立地しているという土地利用の実態からも、青色で囲んだエリア約1.4haを解除するものです。

3地区の見直しにより、金沢港の臨港地区について約400haから約389haに変更します。

以上で、議第1622号から1624号の3議案の説明を終わります。

なお、これまでの案件につきましては、当審議会の調査検討組織であります専門委員会において、審議いただくとともに、農林関係機関等との調整も整っております。

また、今年2月7日から2月21日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で終わります。

- ◆川上会長： 只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。それでは、特にご意見、ご質問ございませんようですので、本案はご承認されたものといたします。それでは、議第1625号七尾都市計画臨港地区の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

- ◎事務局： それでは、議第1625号七尾都市計画臨港地区の変更について、ご説明いたします。お手元の議案書は13ページ、14ページとなります。

まず、七尾港の概要についてご説明いたします。七尾港は、能登島を自然の防波堤として古くから栄えた天然の良港です。七尾港については、大きく5つのエリアがあります。スクリーン右上から順番に、三室地区は七尾港国家石油ガス備蓄基地が立地し、その下の赤崎地区では、七尾大田火力発電所が立地するエネルギー関連ゾーンに位置づけられています。大田地区および矢田新地区については、物流関連ゾーンとなっており、木材、中古車、風力発電資材、肥料などの貨物を取り扱っています。そこから府中地区までは、交流拠点ゾーンに位置づけられ、府中地区では七尾マリンパークや能登食祭市場、矢田新地区では行政機関や港湾関連企業が立地するとともに、旅客船岸壁ではクルーズ船の受け入れなども行っています。次の寿、小島、津向地区については、主に造船所や工場が立地するとともに、小型船の停泊地として土地利用がなされています。

今回、臨港地区に追加指定を行うのは、大田地区の国際物流ターミナルの一部となります。当ターミナルは、4万t級の大型貨物船の受け入れに対応する

ため、国が平成19年より水深13m岸壁に向け整備を進めており、暫定的に水深11mで供用しています。現在、水深13m化に向け、浚渫工事を推進しております。

一方、県では、さらなる貨物の受け入れ体制を強化するため、オレンジ色で示す、埠頭用地約8.6haの埋め立て造成を順次進めており、今回、そのうちの赤色で囲んだエリアの埋め立てが完了したことから、埠頭用地として1.8haを新たに臨港地区に指定するものです。

現在の状況です。今回追加する区域は、赤色で囲んだエリアです。主に木材や風力発電の資材などの貨物を取り扱います。今回の追加により、七尾港の臨港地区について、約172haから約173haに変更します。

以上が七尾都市計画臨港地区の変更になります。

なお、本案件につきましては、今年1月31日から2月14日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、説明を終わります。

◆川上会長： 只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

◆高山委員： 大田地区1.8haを追加するということですが、その横にも埋め立て予定地がありますが、埋め立てが完了すれば、順次追加されるのでしょうか。

◎事務局： 順番に整備していく予定でございまして、今、1.8haが完了しましたので今回追加指定しております。残りについても、2工区に分割して順次整備する予定で進めております。

◆高山委員： 実際の完成予定年度というのは決まっているのでしょうか。

◎事務局： まだ具体的ではありませんが、今回の追加箇所についても整備に3ヶ年を要しており、同様のペースで進めていくことになるとお思いますので、おそらく8年程度かかるのではないかと聞いております。

◆高山委員： はい、わかりました。ありがとうございます。

◆川上会長： 他にご意見、ご質問ございませんか。

◆高松委員： 事務局からの最初のご説明では、臨港地区が大きく5つに分かれているなか（代理）に三室地区が入っていたのですが、最後の説明では、臨港地区に三室地区が入っていないようですので、それで間違いないかが一点、もう一つは、今後、三室地区も臨港地区に入れる可能性はあるのでしょうか。

◎事務局： 七尾港は大きく5つの地区に分かれているということでご説明させていただきました。これとは別に、三室地区は都市計画法上の臨港地区に指定しており

ません。今後、港湾の管理に必要な用地として検討していくという場合には含めることもあるかもしれませんが、現時点では予定しておりません。

◆高松委員： 了解しました。良く分かりました。
(代理)

◆川上会長： 備蓄基地としては指定しなくても支障はないということですね。

◎事務局： 今のところはそうですね。

◎事務局： 申し訳ありません。三室地区の臨港地区について、再度、確認したところ、港湾法上の臨港地区に入っているということで訂正させていただきます。

◆川上会長： わかりました。他にご意見、ご質問がないようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは、議第1626号金沢都市計画道路の変更についてを上程します。
事務局から説明して下さい。

◎事務局： それでは、議第1626号金沢都市計画道路3・4・46号観音堂辰巳線の変更についてご説明いたします。議案書は15ページ、16ページとなります。

今回対象となる路線の位置図になります。現在、都市計画決定されている3・4・46号観音堂涌波線は、金沢の市街地を流れる犀川と並行する道路であり、金沢外環状道路海側幹線の観音堂町地内を起点として、示野中町、片町を經由し、山側幹線と交差したのち、涌波一丁目地内を終点とする延長約10km、4車線、幅員18mの道路です。

今回の計画変更の概要についてご説明いたします。当路線の終点部から山側に続く市道および県道については、歩道が狭小で不連続であることから、今回、終点の涌波一丁目から辰巳町イの部までの約3.5kmの区間について、両側歩道を有した車道2車線、幅員14mを新たに都市計画道路として決定するものです。終点位置の変更に伴い、名称を観音堂涌波線から観音堂辰巳線に変更し、全長約13.59kmの都市計画道路となります。

こちらが変更区間の拡大図です。金沢外環状道路と交わる涌波二丁目南交差点から少し過ぎた黒線で示しておりますのが既決定区間であり、18mの幅員で整備済みとなっております。赤色で示した路線が、今回延伸する区間となります。金沢学院大学や金沢辰巳丘高校などの教育施設が位置する市街地と金沢外環状道路山側幹線とを接続する道路であり、災害時の避難や救助をはじめ、物資の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として第2次緊急輸送道路にも指定されています。今回は、永安町交差点までの市道区間の約1.0km、永安町交差点から辰巳町イの部までの県道区間の約2.5km、計3.5kmを新たに都市計画道路として決定するものです。

現道の状況です。写真のとおり、歩道が狭小で不連続であり、路肩の幅員が

十分に確保されておらず、歩行者、自転車、自動車が混在していることから、非常に危険な状況となっております。そのため、今回新たに決定する区間については道路拡幅による両側歩道の設置を計画しております。

また、永安町交差点では、通勤通学時間帯の朝夕に交通が集中し、さらに交差点付近にバス停が複数設置されていることから、バス停車時には後続車が追い越しできず先詰まりとなり、終点側の辰巳方面から小立野方面に向けて渋滞がみられます。このため、辰巳方面から小立野方面へ向かう右折車線を延伸し、永安町交差点付近において点在しているバス停を集約し、バス停車帯を設置する計画としております。

現道は、幅員8.0mの道路です。車道は2.75mで、車道の一部に0.75mの自転車走行指導帯が設けられております。今回の決定により、計画断面については、車道部が幅員3.0mの2車線、自転車通行空間を確保するため停車帯1.5m、歩道2.5mを両側に設け、幅員14mの道路となります。

涌波一丁目から永安町交差点までの市道区間につきましては、現在、金沢市のほうで順次、道路拡幅事業が進めてられており、①の写真のとおり山側に歩道を整備しているため、これを生かして川側に拡幅します。

永安町交差点から辰巳町までの県道区間につきましては、現在の道路線形をそのまま生かし、両側に拡幅することとしていますが、真ん中の約900mの区間については比較的、駐車場や田畑が多いため川側に拡幅します。

最後に、本案件は令和6年12月6日から12月20日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、金沢都市計画道路観音堂辰巳線の変更について、説明を終わります。

- ◆川上会長： 只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
- ◆高山委員： 今のご説明で2車線の道路だということは分かったのですが、道路の種別は4種になるのでしょうか。道路の規格は決まっているのでしょうか。
- ◎事務局： 第4種の第2級に決まっております。
- ◆高山委員： 追加する部分は、第2級ということに決まっていますね。
- ◎事務局： はい、決まっております。
- ◆高山委員： 了解しました。
- ◆川上会長： 今回の都市計画決定の案件は、道路の拡幅ということで、たくさんの民地の買収を伴うものになり、かなり大きな都市計画案件だと思います。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。
- ◆福村委員： 今、おっしゃったように、相当な民地、人家連担地区であるが、周辺の皆様

のご了解は得られているか。工事が止まるということはないか。全面的にご協力いただけるか。

◎事務局 : 地元につきましては5地区において計17回、説明をしております。十分ご理解は得られているのではないかなと思っております。ただ、事業着手するとまた違った意見も出てくる可能性もあります。

◆川上会長 : 事業の進捗からいうと、まず都市計画決定が最初にくるということになるので、あと具体的に土地の買収等は次の時点となるので、確定的なことはなかなか言えないということです。他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

◆高松委員 : 3種道路の路線の中で、一部、4種道路になさるという計画だという話だったが、現在、説明のなかでは名称が3・4・46ということで、おそらくこの名前の付け方というのは3種道路ということかと思いますが、4種道路が一部に入ったときに、この路線の付け方は分割して変わるのででしょうか。

◎事務局 : 現時点では変更する予定はございません。

◆高松委員 : 了解しました。
(代理)

◆田尻委員 : 自転車の走行空間は整備される時には当然色分けされると思いますが、車寄せの部分に車が停められて、車と自転車の事故が多いのが現実ですので、自転車の走行空間に車が車寄せとして入らないようなことはできないでしょうか。自転車の通行部分に車が入って停まると、自転車が車道側に出てくることになるので、事故が多発するのではないかと思います。

◎事務局 : 今は停車帯ということで1.5m確保したところを自転車通行空間としております。車を停めないという計画にはなっておりません。人家が連担しておりまして、限られた空間での整備ということで、停車帯を兼ねた自転車通行空間とさせていただきます。今後、事故の発生状況や、実際に現地の整備に入ってからまた調整していくことになるかと思っております。

◆田尻委員 : 自転車による事故を少しでも軽減するには、自転車の空間のところにも車止めがあれば、二重に歩行者の安全を確保できるのではないかなというふうに思いますので、この先、そういう改善ができればということで、私の意見として出させていただきます。

◆川上委員 : ご意見の趣旨は非常によくわかります。ただこういう道路は既にたくさん整備されており、自転車通行が可能なところというだけで、図では何か自転車道のようなイメージを抱かせてさせていますが、冬期は除雪された雪が置かれた

りと、実際には自転車は通行しにくいことになると思います。本来は歩道のところを自転車もゆっくり走れるのが一番安全かなと思いますが、今後そういう事業化の中で検討できるかという点、将来的にもう一度、拡幅整備するか、自転車道を整備するというようなことでない限り、多分できないと思います。

◆砂塚委員： 今後のスケジュール感、目途としているプロセスを教えてください。

◎事務局： 現在、金沢市では市道区間について、道路改良事業で山側歩道の整備をしております。今回決定する都市計画道路の幅での整備につきましては、現時点では県道区間との連続性を考慮しまして、永安町交差点側から整備を進めていくこととしていますが、今後、設計を進めていくうえで順序が変更となる可能性もあると伺っております。一方、県道区間は、自転車、自動車、歩行者の交通量、交通事故の発生状況、歩道の有無、改良が必要なカーブの数などを考慮しまして、日吉神社から犀川小学校までの真ん中の約900mの区間を第1期整備区間として先行して整備していきたいと考えております。永安町交差点の渋滞対策についても、早期に対応すべき課題でございますので、第1期整備区間と並行して整備する予定であると聞いております。

◆川上会長： なかなか時間的な見通しは言いにくいのだと思いますが、こういうたくさん用地買収を伴う案件ですので、全部の開通には10年、20年、30年というふうな時間スケールがかかるのではないかと思います。

◆池本委員： 市道区間の③のところ、川側に拡幅という計画になっておりますが、その下に辰巳用水が流れているのではないかと思います。兼ね合いは大丈夫でしょうか。

○金沢市： たしかに川側に拡幅しますと辰巳用水がございます。国の史跡となっております。かかるところは横断箇所になります。そこについては、文化財保護課、加えまして今後は県の文化財課と協議しまして、ゆくゆくは文化庁との協議となります。用水の保全もしながら進めていきたいと考えております。

◆喜多委員： 先ほど川上委員が用地買収が伴うので10年、20年、30年かかるとおっしゃいましたが、この地区は皆様ご存じのとおり、数年前に痛ましい事故があった場所です。市のほうにも歩道等の整備の要望等きておりますし、市の執行部のほうにも要望がきておりますから、10年、20年、30年かかる理由は分かりますが、1年でも早く拡幅をお願いしたいと思います。要望となりますが、ぜひお願いしたいと思います。

◆川上会長： この案件は、2022年9月、通学中の小学校4年生の女兒が横断中に自動車にはねられて、未だに意識不明の状況です。ドライバーの過失で前を見ていなかったということです。重大事故というのはこういった過失等によって起こ

るのが常で、交通安全意識の徹底も大事ですが、ハードの整備も大事だと思います。私も事故後に現地を見てきたのですが、側溝に蓋がかかっておらず、民地から植木も出ていてとても歩ける状態ではない。反対側に1mほどの狭い歩道があるので、そこへ渡ろうとしたのだと思います。非常に危険な状況が続いていた。この末地区などは住宅地などが成長発展の時代に立地していったところで、かつ教育関連施設も新しく立地しているような状況です。都市計画としては、そのような時点で本当は手を打つべきであって、今回は重大な事故の発生を契機として計画に至ったのは機を失したとはいえ、これからでも取り組むべきものだと思います。

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

次に、事務局の方から1件の報告事項がありますので、説明願います。

◎事務局 : 報告事項資料の都市計画決定案件一覧(市町決定)をご覧ください。こちらは、前回第177回審議会の令和6年1月30日以降に、市町において、決定告示された案件の一覧でございます。金沢都市計画地区計画の決定をはじめとして、土地利用に関する案件が11件、都市施設に関する案件が7件、市街地開発事業に関する案件が1件、計19件となっています。以上でございます。

◆川上会長 : 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にございませんようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局 : 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第178回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。